

熊野市立五郷中学校「いじめ防止基本方針」

熊野市立五郷中学校

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) いじめに対する基本認識

上記の考え方のもと、本校では全教職員が「いじめは、人権侵害であり人として絶対に許されない行為である。」「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、当該生徒だけの問題ではなく、全校生徒の問題である。」「いじめられている子を徹底して守り通す。」という基本認識にたち、全校生徒一人ひとりが、周りから認められ、いじめのない安心・安全で充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自尊感情を高め、自己有用感を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安心・安全を保証するとともに、学校内だけでなく各関係機関や専門家とも協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して、未然防止・早期発見、事後指導にあたる。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 組織の構成

既存の「生徒指導部会」のメンバー（管理職・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・各担任等）に必要に応じて外部の専門家（学校スクールカウンセラー等）を加えた構成とする。

(3) 組織の役割

いじめ防止等のための取り組みや計画の作成・実行・検証・修正を中心的に推進する。

3 いじめの防止等の具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

- ①生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、そのための社会性やコミュニケーション能力を身につけさせる。
- ②教師一人ひとりが規律ある分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する意欲や達成感を持たせ、自尊感情や自己有用感を育むように努める。
- ③教育活動全体を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操やお互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④日常的に、命の大切さや「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように指導する。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していること同じであるという認識を持たせる。
- ⑤保護者・地域にも学校としてのいじめに対する考え方・対策を周知し、連携・協力しながらいじめの未然防止にあたる。

(2) いじめの早期発見

- ①全教職員による日常的な生徒への言葉掛けや目配り等を通して、一人ひとりの生徒のちょっとした変化や友人関係等の情報把握に努める。
- ②職員会議、校内研修、朝の打合せ時等に、生徒理解についての情報交換を行い、共通認識の元、指導にあたれるようとする。
- ③学期に1回以上の生活アンケート（いじめアンケート）を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ④定期的に「教育相談週間」を設定し、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、スクールカウンセラーによる相談や保健室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ⑤保護者との信頼関係の確立に努め、家庭訪問や家庭連絡等を通して、生徒の情報交換を行う等、家庭と連携・協力しながらいじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめ問題を発見したときには、担任等だけで抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」を中心に、校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全・心のケアを最優先に考える。また、いじめている生徒に対しては毅然とした態度で指導に

あたる。

- ③いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ④事実確認の結果や指導した内容を被害・加害双方の保護者に連絡し、家庭と連携・協力して早期解決を図る。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除依頼の措置を取る。また、系統・計画的に情報モラル教育を推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた（生じるおそれがある）疑い」や「いじめにより相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認められる事態のことをいう。

(2) 重大事態への対処

- ①いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、所轄警察署と相談して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた（生じるおそれがある）時は直ちに所轄警察署に通報する。
- ②重大事態が発生した時は、市教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。

5 いじめの解決

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒への謝罪で終わるものではなく、被害・加害生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい関係を取り戻し、新たな関係づくりに踏み出すことをもって、解決したと判断するものと考える。

6 その他留意事項

- (1) 本基本方針は、年度ごとに全教職員で検証し、より実態に即したもの、よりいじめ防止等が確実になされるように見直しを図る。
- (2) 学校ホームページ等を利用し、保護者・地域にも本基本方針を周知する。